

平成23年11月2日

於：三番町共用会議所「第2・3・4会議室」

水産政策審議会 第36回企画部会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第36回企画部会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成23年 11月2日 13時29分

閉会 平成23年 11月2日 15時19分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 木場 弘子 武田 三花 長屋 信博 原 一郎

山下 東子

特別委員 角 好美 須能 邦雄 高橋 健二 野崎 哲

濱田 武士 安成 椰子 山下 裕子 渡邊 朝生

3 水産庁側出席者

柄澤漁政部長 木實谷増殖推進部長 橋本企画課長

保科水産業体質強化推進室長 山口加工流通課長 伊佐水産物貿易対策室長

長谷漁業調整課長 矢吹沿岸・遊漁室長 武井研究指導課長

中山増殖推進部参事官 木島海洋技術室長 内海漁場資源課長

前栽培養殖課長 宇賀神計画課長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	2
(審議事項)			
	次期水産基本計画の検討について.....		2
	① 加工・流通業の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現.....		2
	② 水産業を支える調査・研究、技術開発の充実.....		2 5
	③ 漁船漁業の安全対策の強化		2 9
	(その他)		3 3
3. 閉	会	3 3

○橋本企画課長 それでは、定刻より少し早いようですけれども、出席御予定の先生方全員御到着されましたので、ただいまから、「水産政策審議会第36回企画部会」を開催いたします。

私は、事務局を務めます、水産庁企画課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項におきまして準用する同条第1項の規定により企画部会の定足数は過半数とされておりますけれども、本日は委員8名中5名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立いたしております。

また、当別委員は10名中8名の方が出席しております。

今回の企画部会は、次期水産基本計画に関する検討を開始してから4回目の開催となります。

なお、本日は、來生新委員、寺島英弥委員、馬場治委員、安部敏男特別委員、馬場元朝特別委員の5名の方がご欠席ということでございます。

本会議は公開されており、傍聴者もお見えになっております。また、議事録につきましても、すべて公表することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、水産庁漁政部長の柄澤からごあいさつ申し上げます。

○柄澤漁政部長 皆さん、こんにちは。本日も本当に大勢の先生方に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、お手元の議事次第にございますように、次期基本計画の検討に向けた3回目の個別の御検討をいただく部会でございます。ごらんいただきますように加工・流通、あるいは安全な水産物の供給の問題、それから調査・研究や技術開発の問題、そして安全対策の問題というようなことで、いずれも水産政策にとって不可欠な課題でございます。特に1点目の加工・流通につきましては、一番消費者に身近な問題でございますので、是非いろんな角度からの御意見を賜りたいと思います。

簡単でございますが、今日もよろしくお願い申し上げます。

○橋本企画課長 どうもありがとうございました。

カメラ等の撮影はここまでということでお願いいたします。

本企画部会では、委員の間での積極的な御議論を中心に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、議事に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に、議事次第、企画部会委員名簿と配付資料一覧、基本計画関係資料として、資料1、資料2、資料3、資料3は1枚の紙でございますけれども、ございます。

また、委員及び特別委員の皆様のお席には、御参考資料として、これまでの検討資料を紙ファイルにとじた形で配付させていただいております。

この紙ファイルにとじた資料につきましては、会議終了後にそのまま机の上に置いていただければ、今回の資料等も追加した形で、委員ごとに、次回以降の会議でも引き続き座席に配付させていただきます。

お手元に資料がない場合には、事務局の方にお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、山下部会長、これからの議事進行をお願いいたします。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。

10月に入りましてから、2週間おきぐらいに皆様にお集まりいただくようなことになっております。10月4日に35回目の企画部会がございました後、10月19、20日は長崎県の方に視察に参りました。お忙しいところ御参加くださいました委員の方々、ありがとうございました。また、御参加いただけなかった委員の方々、御都合の悪いときに日程を組んでしまうことになって、申し訳ございません。現地では非常に天候にも恵まれて、また事務局、それから長崎県、長崎市や佐世保市や松浦市、関係の機関の皆様大変協力していただいて、非常に実り多い視察になったことを御報告申し上げます。

それでは、着席をして進めさせていただきます。

本日の議題ですが、前回に引き続きまして、「次期水産基本計画の検討」でございます。

今回のテーマといたしましては3つございまして、「加工・流通業の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現」「水産業を支える調査・研究、技術開発の充実」「漁船漁業の安全対策の強化」でございます。

本日の会議の全体の時間配分としましては、「加工・流通業の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現」に1時間程度を割きまして、その後、「水産業を支える調査・研究、技術開発の充実」と「漁船漁業の安全対策の強化」をまとめて、残り時間を充てたいというふうに思っております。

それでは、「次期水産基本計画の検討」のうち、「加工・流通業の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現」について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○山口加工流通課長 加工流通課長の山口でございます。資料の説明を座ってさせていただきたいと思います。失礼いたします。

資料1でございます。「加工・流通業の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現」ということでございます。まず、第1部、1ページ以降でございますけれども、議論いただくためのデータをそろえさせていただきました。

2ページをごらんください。まず、消費の現状でございますが、左下の図にありますとおり、若年層を中心に魚離れが進行しているということでございます。それを反映いたしまして、生鮮魚介類、水産加工品の需要というのが減少傾向にあるという右下の図でございます。

3ページでございます。消費者のニーズにつきましてアンケートを取りました。そうしますと、水産物購入におきましては、やはり鮮度、安心・安全、価格を重視するというお答えが多数を占めてございました。

4ページをごらんください。水産物の流通でございますが、青果、野菜果実というものと並べて御提示いたしております。水産物は産地、消費地の2段階の市場を経由いたしまして消費者へ供給しているということでございます。また、その流通段階で鮮度保持が必要であったり、切り身、刺身という調理が必要だということで流通コストが割高になっているということでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。産地市場の現状でございますが、産地の市場は漁業協同組合が開設しているという例が大多数でございます。その中で取引量とか取引金額、買受業者の数等が減少している。また、産地市場自体の数も減少しているということでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。水産加工の方の現状でございます。

今回の震災で改めてクローズアップされましたが、水産加工業というものは、漁業と密接な関わりがあるということでございます。また、漁業の地域に雇用の場を提供する、漁業とともに車の両輪として地域の基幹産業として重要ということでございます。しかしながら、水産加工品の生産量は減少傾向にあるということでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。個々の水産加工業者の状況を見ますと、左下の図にありますとおり、中小・零細規模の経営体が大宗を占めております。また、経営内容を見ますと、右下の表でございますが、他の食品製造業と比べましても、出荷額に対する原材料使用額の割合が高いということで、収益性が低いという現状でございます。

8 ページをごらんいただきたいと思います。水産物の貿易の現状、まず、輸出でございますけれども、左下の図にありますとおり、近年、輸出を拡大して秋サケ、ホタテ貝の産地価格が回復しているという例が見られております。また、右下の図でございますけれども、「新成長戦略」に基づきます農林水産物全体で平成 29 年までに輸出額 1 兆円水準を目指しているところでございますけれども、まだ、農林水産物全体で 5,000 億円弱、水産物のみですと 2,000 億円弱というような輸出額になってございます。

9 ページをごらんいただきたいと思います。こちらは輸入の状況でございますけれども、世界のマーケットを見ますと中国の水産物輸入量が増大しておりまして、世界シェアで申し上げますと 12 %でございます。左下のグラフのピンクのところ为世界全体の輸入量でございますけれども、それがこれだけの勢いで伸びている中で、更に中国が 12 %を占めているということで、日本の 8 %を抜いて世界一の水産物輸入国となってございます。それに伴いまして、平成 18 年、20 年ごろに水産物の輸入競争、その結果、日本が他国に買い負けするという状況も起こっております。

日本の水産物の輸入の状況を見ますと、平成 18 年が近年では一番輸入額の多かった年でございますけれども、それから 21 年にはリーマンショックがありましたのでがたんと落ち込んでいますが、総じて輸入額は減少傾向にあるということでございます。

以上が現状のデータでございます。

10 ページ以降におきまして、施策の方向を提示させていただいております。

11 ページをごらんいただきたいと思います。加工・流通の施策と申しますと、大体産地の方から説明することが多かったわけでございますけれども、今回、体系づけといたしまして、消費者ニーズを踏まえて各段階で何をすべきかという体系づけをいたしております。その関係で、消費者への情報提供の充実というのをまず軸に据えまして、その文脈の中でどのように施策を整理したかということを示させていただいております。

まず、水産物の消費拡大というのが非常に大切である。それによって漁業の安定、水産加工・流通業の発展があるということでございます。では、消費拡大をするにはどうすべきかということですが、まず第 1 に消費者の信頼を確保することが重要ということでございます。

その背景といたしまして、左側の一番上の○でございますけれども、水産物の漁船からテーブルまで、そのフードシステム全体につきまして、原材料は何を使っているのか、衛生管理水準はどういうものであるのかという情報に対する消費者の関心が高まっております。

す。

また2つ目の○でございますが、生鮮水産物の産地表示というのは、どちらかという今まではブランドや品質の参考情報でございましたが、近年、安全性に関する重要な情報の1つとなっているように見受けられます。

右側の「生鮮水産物の産地表示について」ということでございますが、一部に誤解が見受けられるようですので、細かく説明いたしております。まず、平成12年にJAS法に基づきまして、生鮮水産物につきまして原産地表示を義務づけております。その場合、原産地と申しますのは、生産水域名を表示するというのが原則でございますが、それが困難な場合は水揚港表示も可能であるという規定となっております。その後、検討会での議論を経まして、平成15年に生産水域名の表示のガイドラインというのを作成いたしております。その中では水域名は例示いたしておりますけれども、その水域名がどこの区域を指すのかということにつきまして、不明確でございました。

それで、今回の原発の事故を受けまして、どこで採れたものか、その表示を見てわかるようにすべきだという意見を受けまして、スーパー、小売の段階、卸の段階、あと漁協とか関係する県庁と調整いたしまして、この10月に、東日本太平洋で漁獲された水産物につきまして、原産地表示における生産水域の区画及び地域名の明確化をお願いしたというところでございます。

具体的には右のような水域図を示しまして、このような名称で表示をお願いしますということで、小売、卸、漁協の方をお願いしたという次第でございます。その後のフォローアップといたしましては、今朝の日経新聞にも出ておりましたけれども、イオン、ヨーカ堂が店頭でこのような水域図を示して販売を始めたというようなこともございます。また、卸の方でも一部、そのような対応を始めているという情報でございますが、私どもの方には逆に卸の方から陳情がございまして、小売の方はこのような水域表示を求めているけれども、産地から送られてくる水産物についてはこのような表示がなされていない、相変わらず水揚港表示だということで、何とかしてくれないかという、全水卸という卸の業界団体から陳情を受けておりまして、今、加工・流通課の方でその対応を検討しているということでございますけれども、この件につきましても、委員の皆様方からどのようにしたらいいかという御意見を伺えれば幸いです。

現状の3つ目の○でございます。こちら、お送りした資料から差し替わっておりますので、細かく説明いたしますと、お送りした資料では東京都の取組みを挙げさせていただ

いたのですが、実は灯台もと暗しで農林水産省の中でフード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）という取組みを展開している部局がございまして、そちらの方が適切だと思いましたので、差し替えさせていただきました。

こちらは、いろいろ説明を書かせていただきましたが、一言で言いますと、まさに生産者から流通業者、消費者を通じたフードシステム全体につきまして、生産情報だけではなく商品に関するいろいろな情報を、1つのプラットフォームをまとめまして標準化いたしまして、それを取引なり宣伝なりに活用しようという取組みでございまして、まだ緒についたばかりでございまして、また、水産物についてまだこのような取組みがなされておらないということでございまして、このようなフード・コミュニケーション・プロジェクトの取組みというものを水産物においてどのように考えるかということも御議論いただきたいと思っております。

対応の方向につきましては、まず表示の実施につきまして先ほどのようなお話もございまして、周知啓発を推進する。また、今のフード・コミュニケーション・プロジェクトも1つでございすけれども、漁船からテーブルまで水産物流通の実態に応じた情報システムの検討を推進するということが対応の方向になるかと思えます。

続きまして12ページでございまして、漁食普及ということでございまして、魚離れを解消するために、「施策の状況」のところに書いてございすようないろいろな事業を過去やってきました。ただ、その中で、事業仕分けにおきまして事業の手法や効果に疑問があるとか、また、消費・安全局の方の事業につきましても、このような事業というのは予算を削減すべきだというような指摘がなされております。このような国として予算に限界がある中でどのようにやっていくかということにつきまして、正直なところ水産庁として知恵がないものですから、そのような民間事業者を主体とする今後の具体的施策、どのような具体的施策をやったらいいかというのを、委員の方から御提案をいただければ幸いです。

次に13ページでございまして、まず最初に取り上げましたのが、品質・衛生管理対策ということでございまして、まず最初に漁港におきましては、14ページのところに参考といたしまして「高度な衛生管理対策の内容」というものをつけさせていただきましたが、このような高度な衛生管理対策を漁港において推進するということでございまして、対応の方向としては、特定3種漁港に重点を置いたり、その他の拠点漁港という形でめりはりのついた施策を行っていくということでございまして、整備量や目標については、漁港漁場整

備長期計画の見直しの中で検討するというところでございます。

次に 15 ページを開いていただきたいと思います。加工における HACCP 手法の導入の促進ということでございます。

従来、HACCP と申しますと加工工場におきまして、しかも EU とかアメリカへの輸出向けの管理を行うものとして考えられていましたが、HACCP の概念自体は本来フードシステム全体のものでございます。更に申し上げますと、国内向けだから気にしなくてもいいというものではございませんで、フードシステムの信頼性を確保するためにはフードシステム全体に HACCP のような品質衛生管理手法が必要だということでございます。

対応の方向といたしましては、水産加工業者や流通業者に対しまして HACCP 手法のガイドラインを作成したり講習会を行いまして、できるだけ HACCP 施設認定の数を増やすように推進するというところでございます。その際には、HACCP を導入すると民間業者がメリットを感じることができるような、しかも消費者との関係でそのようなメリットを感じることができるようなものをつくる必要があるのではないかとということが対応の方向でございます。

16 ページでございます。「現状」の右のところにフグのホルマリンの話とか、カンパチのアニサキスの話が出ております。このような時々問題になりますような養殖水産物は、天然と違いましてある程度衛生管理が可能なものですから、そのようなものにつきまして対応の方向にありますように、消費者に信頼される養殖生産物を提供できるような生産手法の指導を徹底するとか、そのような生産履歴を消費者に開示することができるように、その生産履歴の記録というものを推進していくというのが対応方向でございます。

17 ページをごらんください。流通ルートの問題でございます。

まず「課題」のところに書きましたが、1 つ問題となっておりますのが流通経路の固定化ということでございます。

水産物は、水揚量の変動しまして、多様な魚種を短時間に処理しなくてはならないというもので、青果、野菜のように計画的に入荷・出荷することができないという特性がございます。また、水揚集中時でも目利きや荷さばきができる、そういうような高度な能力を有します買受人というものが非常に重視されるというものでございましたが、それを重視する余りに漁協、漁業者による直接販売の取組みというのが農業と比べて大きく遅れているという状況でございます。また、産地市場自体につきましても、取引量、買受人が減少しているということで、他方、その産地市場の活性化というものも課題になるかと思ひ

ます。

ということで右の「対応の方向」でございますが、選択肢の拡大ということで、「多様な流通ルートの構築」の中の既存ルート以外の赤のルート、その選択肢を広げるという意味で、既存のルートを否定するというわけではなく、そのような赤のようなルートもあるべきではないか。また既存のルートにつきましても、買受人の新規参入を促進することによって取引を活性化するというものがあるのではないか。これを踏まえたと自然と、産地市場をどのように統合していったらいいのか、合理化していったらいいのかという具体策が、個々の産地市場ごとに見えてくるのではないかというふうに考えております。

18 ページでございます。水産加工施策のあり方ということでございます。

水産加工業につきまして「施策の状況」といたしまして、新商品開発や販路開拓をサポートする6次産業化や農商工連携の施策を実施いたしております。また、地方公共団体においても地域ブランドというような支援策を講じております。

そのような中で、加工業対策ということでいろいろ補助事業を増やすというふうなこともあるんですが、補助事業を増やしたからといって片づくような問題でもなく、まさにビジネスの話として考えるべきものと思っております。またここでもちょっと知恵がないものですから、このような消費者ニーズに適應した水産加工を推進するために、業界、国、地方公共団体の役割を踏まえて、どのような具体的な施策を講じればいいのか、そのような具体的な施策の御提案を委員の方々からいただければと思っております。

19 ページでございます。水産物の安定供給でございます。

こちらは既にこの企画部会でも御検討いただいておりますが、水産物の安定供給のために必要なものは、漁業資源の確保、漁業者の経営安定、加工・流通機能の發揮、まずこれが基本的なものではないかと思っております。それぞれ TAC 等による資源管理とか、漁業所得補償制度の実施、また、今まで説明させていただいたような加工原料の確保等の加工・流通対策を講じれば、基本的には国民への水産物は安定供給ができるのではないかというふうに考えておりますが、その中でも需給バランスの激変というものがございまして。そのような需給バランスの激変に対応したセーフガードというようなものとして「水産物調整保管」を位置づけるべきではないか。そのような位置づけでないと、この調整保管というものに対して消費者の御理解が得られないのではないかと考えております。この点についてもいろいろな角度から議論いただきたいと思います。

最後 20 ページでございますが、輸出促進でございます。

まず、現下の問題といたしましては、福島原発の事故の関係でございます。これにつままして、いろんな国から安全証明を求められております。引き続き、情報提供や各国への働きかけというも行っておりますが、安全証明を求められているものに速やかに証明書を発行するという体制を整備する必要があると考えております。

また、輸出一般につままして各国が衛生証明書を求めてくるという例が年々増えてございます。そのための体制整備とともに HACCP 等の衛生基準、相手国の求める衛生基準に対応できるような支援が必要だというふうに考えております。

はしょった説明になって恐縮でございますが、以上のような点について奇譚のない意見をお伺いできれば幸いです。

私からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから事務局から説明のありました「加工・流通業の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現」について、皆様から御意見や御質問をいただきたいと思っております。

進め方としましては、前回と同様ですが、委員からの御意見、御質問ございましょうが、御質問に関しては、水産庁からできる限りこの場でお答えをいたします。また、御意見につまましては、この場で答えられるものは回答を水産庁からいただきますけれども、基本的には、水産基本計画の骨子案を事務局から提示いただく際に、それまでの議論をどのように反映させたかということを含めて御説明をしていただくということにしたいと思っております。

時間の目途としましては、ただいま2時ですけれども、2時45分ころまでというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、どなたからでもどうぞ。挙手をしてください。いかがでしょうか。

山下委員。

○山下特別委員 御説明ありがとうございます。

私の方から、基本的に2点について御質問をさせていただきたいんです。今回、この施策を講じられるに当たって、できるだけ生産者側ではなくて需要側というところで施策をつくられたという点が、非常に評価できる点なんだというふうに思います。でも、その精神に則るともうちょっとこういうデータの工夫であるとか、フレームワークはつくれないだろうかと思いましたので、2点について御質問させていただきます。

1点は輸入品のことなんですけれども、これは加工品ということで、ほとんどが国内の生産量に基づいて資料がつくられているんです。ただ、今日お配りいただいた、例えばページ6の左側のチャートですと、これは恐らく輸入まで入った図になっていると思うんですが、この出先といいますか、その後を、例えば水産加工品のどのぐらいが輸入品でつくられているのかとか、あるいは加工されてしまったものがどのぐらい輸入されているのか、そういったデータがないと、具体的にどういう品目で国内の加工物が競争力があって、どの辺が減っているのかという、その施策を具体的に打つときの情報が非常に見えてこないような印象がございます。

こちらの6ページのチャートですと、左側はそういうことを御念頭に入れられてつくられていると思うんですけれども、いきなり右にいくと国内になってしまいますので、恐らく輸入物がどうなっているかというデータがなくて、ほかのところも恐らくないんですね。そうすると、今、多分、私細かい数字知りませんが、4割とか5割近くの水産物が輸入品で賄われている現状で、どここのところに一体国内で生産された魚がうまく使われていくといいますか、消費されていく方策を講じられるのかというところが、少し施策が見えにくくなるのかなというふうに思います。1点が輸入物の取扱い、特に加工品についてはこの辺がすごく貴重な情報になってくるかと思しますので、どんなデータがあり得るのかというところを教えてください。

2点目が、似たような問題なんですけれども、流通経路についてなんです。これも今日御説明していただいた、例えば「I-2. 水産物の流通」というところの4、それに基づく費用構造というところなんですけれども、これは恐らく従来型の魚屋さんを念頭にした流通経路図を書いてあるんですが、ただ、現状恐らく、魚の流通というのはスーパーで買われているということがもう7割とか、ひょっとしたら8割近くにいつていると思うんです。そうすると、スーパーで具体的に流通がどう行われていてどうなっているのかということが見えないと、どこに力を入れていったらいいのかということが、やはりわかりにくくなっているんじゃないかと思えます。

特に、後の施策のところに出てまいりました食育といいますか、消費者にどうコミュニケーションを取っていくかということも、結局消費者との接点というところでその施策の取り方が決まってくると思いますので、例えば、スーパーが本当に8割占めているのであれば、そこと協力していかにコミュニケーションを取っていくかということが必要になってくると思いますので、その辺をデータ上、これは非常に難しいのかどうかということ

ろで、もしそんなに大変でなければ、是非含めていただいて立体的に議論できたらというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、山下委員の言われた2番目の流通経路のことですけれども、これは、想定しておられるページは4ページですか。それとも17ページですか。どちらの話ですか。

○山下特別委員 これは恐らく両方だと思うんですが。

○山下部会長 はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、お答えいただけるところはお願いします。

○山口加工流通課長 今の御指摘でございますが、まず1点目の輸入品、国産品の割合ということでございますけれども、どのようなデータがあるのか調査いたしまして報告申し上げたいと思っております。ちょっと今、少なくとも手元にはデータはないということでございます。

2点目の流通経路でございますけれども、スーパーでございますけれども基本的にこちらの流通経路が主流であるかと思えます。小売店のところにスーパーが入るということでございます。ただ、例えばイオンとかヨーカ堂とかが産地から、ここで申し上げますと、この産地買受人のところから、中央の市場を通さずに産地から買付をするというのが、いわゆる産地からの直接取引ということでございます。その割合につきましてのデータも、ちょっと今、持ち合わせていませんので、調査いたしたいと思えます。

○山下特別委員 第1番目の質問とも絡んでいるんですが、輸入物がもう4割ぐらいということと言いますと、輸入物もかなり多いですね、スーパーの店頭で。それも含めて何かデータがあれば助かると思えます。よろしくお願いします。

○山下部会長 はい、お願いします。ありがとうございました。

では、長屋委員、お願いします。

○長屋委員 御提案も含めて3点ほど申し上げたいと思えます。

1点は、水産物の消費の問題でございます。2ページのデータでございますように、1人当たりの魚介類摂取量は、平成13年の40.2kgから20年には31.5kgというふうに、大幅にこの7年間という非常に短期間の中で減少している。今後御議論いただく自給率についても6割に上昇してきていますが、その大きな要因は、要するに分母が減っているから。私ども非常にこれに対して危機感を持っているところでございます。

何とかこれに対する魚食普及の取組みを進めていかなければならないというふうに思っ

ておりますが、12 ページに「Ⅱ－２．魚食普及に係る政策のあり方」で整理をされておりますが、この中で示されておりますように、水産庁が持っております普及活動事業というのは 23 年度から言わばもうゼロになったというところがございます。これは、仕分けの結果ということもあるわけですが、先ほどの資料にもありますように、若年層のところについては、やはり魚から肉に流れている部分と、肉にも流れていない、こういうふうな実態にある中で、やはりこの食育、日本の将来を担う方々の食に対する啓蒙普及も含めた取組みを相当進めていかなければならないというふうに思っているんです。

ただ、私ども、そういう中で幼児の段階であるとか、若齢期において魚を食べていただくことが一番大事だと思っているんですが、やはり課題として水産物についてのネックは、例えば給食に出していくということについても、単価が高いであるとか、手間がかかるであるとか、いわば水産物に特化したような問題があるわけですので、是非そういう政策についての実行をお願いしたいということがございます。

2 点目は、水産物の価格安定についての問題でございます。よく言われますのは、農産物については、これまでもいろんな直接的な価格支持も含めての政策が打たれているところですが、水産物についての価格安定ということについては、政策が非常にこれまでも弱かったわけがございます。19 ページのところはこの辺のことについての問題が提起されているわけがございます。

私ども、この価格の安定を図っていくということは、水産物の場合は当然としていろんな好不漁、漁がいいとき悪いときがあるわけですから、これでの収入の大幅な変動もありますし、加えて、これまで大漁のときは値段が安くなって、漁が悪いときは値段が少し上がって経営を支えてきた。輸入水産物の急増によって、その価格形成のメカニズムが壊れてしまった。漁師はそれで何をしなければならぬかということ、今度は魚をより多く捕らなければならぬという資源に対する圧力をかけてくる、こういうことに直接的にはつながっていくことを、これまでも何とかその取組みをやってきて、ぎりぎりのところにいるわけがございます。そういった意味で、私どもは直接的な価格支持の政策を求めるところではなくて、やはりその価格をどう安定化させていくかということについては、国民の方々に対する安定的な供給につながっていく問題としていくことも整理されているところがございます。

ただ、ここで漁業経営の安定を図ることの大事さは書いていただいているんですが、これを新しくできた所得補償政策を基本にやっていくということについては、ここは限界が

あるんだということだけ御認識をいただきたいと思います。農業の所得補償政策は、これはある程度、下からげたを履かせるような政策でやっているわけですが、水産業の場合の所得補償の政策の収入安定政策は、今の保険制度でやっているんですね。ですから、収入のぶれたところをどうならすかということを保険でやってきているところであって、構造的にこれも平均的な収入のものでいっているものですから、価格が構造的に下がっていった場合には、これはもう効果がなくなってしまうという限界を持っているところを御認識いただいて、それで経営を全部支えるということではなくて、片側で価格の部分を、量をどうコントロールしていくかという資源管理の政策と、価格をどういうふうに安定化させていくかということをやはり政策としては打ち込んでいく必要があるんだという認識をお願いをしたいと思っています。

ここで調整保管事業のことが載っておりますけれども、大漁貧乏のときに、これまでは蔵に入れて価格が安定化したときに放出をしていくという事業がメインであったんですが、これから先はやはりいろんな需要先が出てきております。今、輸出も増えてきています。ですから、産地市場においてロットがまとまらないものを、どうそれを規格を揃えて加工向けに回していくかとか、またはえさ向けにどう回していくか、やはりこういうふうな目的をしっかりとさせた中で、需要先をある程度これが展開できるような形の中で政策が打たれていくという必要があるかと思っています。

輸出のところではサケの例が出ております。まさにこの8ページでございます。これも北海道漁連が長年にわたって、サケの国内での需要をオーバーする部分については中国やEUの方に輸出をしてきた。これによってこの折れ線グラフにあるように産地の価格というのはある程度安定をしてきた。こういうふうな結果が出ているわけでございますから、やはりしっかり、これまでの国内向けの狭い範囲の流通ではなくて、ある程度ロットをまとめて、どういうふうに輸出向けにするか、加工向けにまとめていくか、えさ向けに回していくか、こういうための政策を打つことによって価格が安定化していくということを是非お願いをしたいと思っています。

最後は1点だけ簡単に申し上げますが、産地市場のところの問題で大口需要家に対する対応がなかなか難しいという問題でございます。私ども、どうしても浜々に揚がるもののロットがまとまらないということでございますので、量販店であるとか、大手のところについては漁協単位の産地市場では難しいことは事実でございます。これを漁連であるとか県単位でまとめてどう動いていくかということについての取組みをしていかなければなら

ないと思っているんです。ただ、これについては末端の量販店側からは、在庫の機能というものを産地で全部持て、それから、ある程度の加工は産地でしてこいと、どんどんどんどんそういう要求が高まっているのも事実でございます。

私どもは、やはりそういう分野に対する新しい流通をつくっていくということについての取組みは進めていかなければならないと思っているわけでございますが、そういう在庫を抱えることについてのいろんな負担であるとか、高度な鮮度管理をしていく、またはそういうふうな施設を持っていく、こういうことについてやはり先進的にリスクを抱えながらやっていくという部分があるわけでございますので、是非こういうことに対する御支援を検討いただきたいということでございます。

この3点、よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいまは御意見ということで承ります。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、武田委員、それから野崎委員、角委員で、お願いします。

○武田委員 質問ですが、12 ページに「魚食普及を推進するため」と書いてあり、多分これは日本の漁業経営を安定させるために魚食普及を推進して、消費が拡大するよんということではないか。ということは魚食普及は魚ならなんでもいいのではなくて、日本の漁師さんが潤うようなものが売れるように考えるのか、このへんのターゲットを絞るかどうかによってどのような考えがいいかわ変わってくるんですけれども。

要するに、輸入魚でもたくさん買ってもらえばいいのか、そうでなくて、もっと国産品を買ってもらうように消費者教育とか販売戦略をたてるのか、確認したいので質問しました。

○山下部会長 では、お答えをお願いします。

○山口加工流通課長 先ほど山下部委員からの御質問もありましたとおり、輸入水産物の位置づけをどう考えるかというのはあるんですが、現在は輸入水産物も含めて水産物の消費が減っているということでございますけれども、武田委員のおっしゃった日本の漁業経営を維持するためという観点からしますと、地産地消みたいな地元の魚を食するというような取組みから始めていくとか、日本の国産の水産物を主目的とした施策ということが中心になるのではないかと考えております。

例えばノルウェーとかからの水産物をたくさん食べるために魚食を普及するというのは、水産庁の取組みとしては違うのかなというふうに考えております。

○山下部会長 よろしいですか。

それでは、野崎委員、お願いします。

○野崎特別委員 11 ページの「消費者への情報提供の充実」についての点です。「平成 23 年 10 月、東日本太平洋で」云々のところで細かく書かれていますけれども、これが要するに原子力発電所事故に関するこの言及がないと、もしこれが一般的な JAS 法の変更ならば、日本海海区であろうと九州海区であろうと設定しなくてはいけないということで、この件に関しては要するに原子力発電所事故による改定ということを明示していただきたい。それで、これについては現在、水産庁の出されているモニタリング指針等の言及もお願いしたい。このモニタリング指針とこの産地表示の指針でどのように消費者の安心感を得られるのかという言及まで入れていただきたいというのが私の意見でございます。

それから、17 ページの「多様な流通ルートの構築」につきましてですけれども、この震災を踏まえまして地方という観点からいきますと、このルート図の中の黄色の破線で書かれた部分で、要するに漁業者と産地買受人とがウィン・ウィンの形で何らかの構築がなされるのが、むしろその 6 次化等の現実的な部分ではないかなと思っております。確かに様々な省庁間の壁がありますけれども、19 ページにあるように水産物の調整保管等を利用するというような観点からいくと、地域的に産地市場の黄色い破線部分のところでのルート構築を、要するに買受人と漁業者という立場で水産庁の方からより積極的に他省庁にもアピールできるような方向づけを出せないかなと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

11 ページの記載ですけれども、これは、記載していただくという方向で検討していただけますか。

○山口加工流通課長 今回の野崎委員の原発の関係、非常に重要な御指摘でございまして、ちょっと紙幅の関係からはしよってしまいましたが、まず、原発によりまして放射能への関心が高くなった、それで水産庁の方でモニタリング調査をこのような水域に分けてただいま実施いたしております。それに合わせて水域を設定したということでございまして、野崎委員の御指摘、ちょっと私の説明足らずでございましたけれども、今回の水域表示の経緯から申し上げますと、非常に重要な事項を説明し忘れておりましたので、補足させて説明させていただきます。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

それでは、角委員、お願いします。先ほど挙手されてましたね。それでは、角委員、須能委員でお願いします。

○角特別委員 漁青連の角でございます。

19 ページの漁業者経営について2点ほど。

魚食普及については、確かに子どもたちの魚離れから私たちが食育活動の一環として進めたわけです。この中で親子の料理教室なんかと、小学校での水産教室、その例を私は2つほど挙げたいと思います。

親子の料理教室については、余りにも過度な魚の食材を料理に回してから、終わった結果、魚を食べる会か、その食事会かになったような経過があって、終わって、その子どもたちのアンケートを見てみれば「おいしかった」とかで、魚の評価については余り出てきてなかったです。水産教室については、魚を捕る段階から、魚にタッチしてもらって、それで最終的には食べてもらう。このシンプルなやり方が子どもにとっては一番、魚に対する興味がわいてきたと。

この前やった例なんだけれども、太刀魚を捕るところを、漁船で漁業しているところとか水揚げの場所とかを写真で撮って、その魚を学校に持って行ってからタッチしてもらう。その魚を食べてもらう。終わった後、アンケートで見れば、やはり一番魚に興味を持ってもらったのは、魚をタッチしてもらう、その魚を食べてもらう。またどのような捕り方かと。やはりこの事例が一番子どもたちに魚に興味を持ってもらったような気がします。これはちょっと事例だけです。どのような取組みかということです。

それと 19 ページの漁業者の安定、魚の安定なんですけれども、もう我々も、広島県漁業者の平均年齢が 65 歳を超えて、あと 10 年したら、本当に瀬戸内海の魚の安定供給、その地産地消をとれるのかなと思いつつも、いやいや漁業はなくならないという思いも、2つ持ちながら漁業も頑張っているわけなんですけれども、今後 10 年間、漁業に対する支援というのも、もう本当、我々はどのような形であれ支援していただきたいと思います。そうしなければ漁業そのものが衰退していく、衰退よりも崩壊していくのではないかなという懸念もありますので、今後とも、水産行政に対する支援をお願いいたします。

私も、これをしてください、あれをしてくださいとお願いするばかりでは、やはり漁業者が余り過度な支援をしていただくと漁業そのものに身が入らなくなるようなこともあるんで、とにかく働けるような環境づくりをお願いいたします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、須能委員、お願いします。

○須能特別委員 11 ページの先ほどの表示の件なんです、全水卸の方に伝えていただければいいんですが、宮城県には産地魚市場協会というのがありまして、統一したものを検討して報告できると思います。現実には、今、うちの方では注文があれば原産地証明書を渡してますし、常に買い人から要求に応じて接しております。これを恒常的にやるためにどういうふうにしたらいいのかというのは、全水卸の要求と産地側が恒常的に出せるシステムをつくれると思いますので、是非宮城県の方の産地魚市場協会の方に尋ねていただければ。私経由でも結構です。

それから、12 ページの魚食普及の件なんです、私は個人的にかなり前から親子でやる料理教室、学校でやる総合学習でやる場合には、食材は無償で提供しますということを県内では言ってます。できればそのときに、出前授業で魚のお話をし、一緒になって調理をし、できれば、親子だけじゃなくて、おじいちゃんおばあちゃんも呼んでくださいと。そういう形で実際に各班に分かれて、親子は班を分けて、実際に子どもたちに魚を切らせる、調理させる。自らの拡販ですから、そういうことをすることを是非とも行政の方から各産地市場に指導をしてほしいということと、併せて、全国には水産系の高校が 50 あります。この人たちの教育というのは文科省ということで、同じ水産に携わっているにもかかわらず、なかなか連携していないのが実態ですから、その高校生たちのこういう運動に上手に参加させる方法も必要ではないかなと思います。

18 ページなんです、水産加工業の経営の問題については余り触れられていないように感じます。水産庁の方で、加工業界になるとどうしても水協法なり中企法の組合に対する支援と、一般の企業向けに中小企業庁のグループ化ということで、今回初めて水産加工業は加工業、2次産業ということで、中小企業庁なんだということが初めて我々認識したわけですが、今回の震災以降、これからも加工業界の個々の企業との関係をどう密にするかというときに、水産庁と中小企業庁と今回非常にいい関係で連携して即応してくれましたけれども、やはりこういう2つにまたがる問題について、組織上はつきり分かれるよう、すっきりするようなことも検討して、組織上考えていただきたいな、このように思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

御意見ということで承ります。

それでは、木場委員お願いいたします。

○木場委員 どうもありがとうございます。

私の方からは主に 12 ページの魚食普及、食育について幾つかお話をさせていただきたいと思います。やはり食育となりますと次世代のお子さんが重要となりますから、ある程度文科省との連携というのを強化する必要があると思います。

たしか3年ほど前に文科省が中心になって、農水省、総務省との連携で、子どもたち、特に小学校5年生のお子さんに、農村漁村体験というのをスタートさせたはずですが、私、その後の状況というのは追えていないのですが、これはたしか大胆に5泊ぐらい農村や漁村にお子さんを泊まらせて、それぞれのお子さんが生でお魚に触れたり、田畑に触れたりして体感したものを作文等々で発表するような形だったと思います。これがどのぐらい普及しているのかというのを、次回でも結構なので、教えて下さい。これがどのぐらい広がっているかによってもお子さんの魚との関わりというのは全然違うと思いますので。修学旅行でさえ親元を離れるのが2泊だったところが5泊ということで、これは大変、私、興味持っています。よろしくお願いいたします。

それから、いろいろな魚とのふれあい体験とか親子料理教室というのは大変重要であると思いますし、成果のお話も今お二方から聞いて、納得しました。ただ、それが年に1回とか2回だけで終わらず、やはり継続させること、魚への興味を持たせるということが大事だと思います。例えばこれも文科省と関連してくるのですが、私、自分が教育委員会等々にいたときに提案したのですが、例えば、給食のメニューやコメントを文書でを配るだけではなくて、毎日の給食が目の前にあるときに、先生がたった1分でいいから、今、出ている食材は旬の魚で何を使っているんだよとか、普段より今、サンマは旬だから80円で済むとか、そういうことを一言言うようなことを御協力いただくと子どもたちの興味が全然違うのではないかなと思います。これも文科省へのお願いになりますけれども。

それから、先ほど武田委員から質問があったことに関して、勿論日本の国の漁業を守るという部分で魚離れを解消するというのは、重要な目的で水産庁さんとしては非常に大事だと思うのです。ただ、表向きは、やはり水産物の栄養特性とか、日本人のこれまでの文化とか、あるいはお子さんに言うときには、やはり肉と比べてこれだけ健康上、魚というものがいかに優れているか。例えば日本人も今メタボリックで悩んでいますけれども、こういうことを抑制するとか、もっと大きな目で言えば国の医療費の抑制にもつながるとか、そういうなぜ魚食を普及させるのかという理由づけ、納得づけのところで、国民にとって

も有益であるという側面をもう少し押し出していった方がいいのではないかなという気がいたします。

最後に、私たち主婦の立場から言いますと、流通の部分でスーパーで魚を買う機会というのが断然多いのですが、目の前にある魚たちをどう調理したらいいかというのアイデアが非常に少ないんですね。今、野菜なんかですと売り場の前に 10cm 角ぐらいのカードがあって、料理法を提案してくれて、助かるんですね。そういったものがお魚のコーナーにもあるといいし、例えばそこにソースがあって、80 円のソース買って行って絡めれば簡単ですよというようなちょっとしたアイディアをくれるものがお魚売り場の横にあると良いと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、武田委員から手が挙がり、高橋委員から挙手がありましたので、その順でお願いします。

○武田委員 ターゲットを絞って、ということで今回は販売のためですね。先ほどふれあい体験が子どもにはとてもよかったみたいだとおっしゃっていただいたんですが、教育と販売とはターゲットが別だと思うんです。一緒にするから成果につながっていかないのではないかと。

日本は昭和 40 年代、肉の消費がとてもあがったけれど、別に牛とのふれあい体験や肉のさばき方体験なんかしてないですよ。肉は切り身やスライス肉をみていて、その肉がどういう種類か全然学ばなくても、みんなお肉食べてますし、逆にそんなことをあまりやったらグロテスクで食べられないということもある、簡単に食べられてその味を覚えたから販売につながったと思うんです。だから魚とふれあっても販売につながるかは別で、木場委員がおっしゃったみたいに、まず食べやすくすぐ入っていく形で提供する。そして消費拡大のために子どもたちに伝えなくてはいけないのは、魚をあまり食べた事のない子にその味を伝えるという事、すごくおいしい魚を食べたという体験が大事だと思うんです。最初にさばくとか親子料理教室とかで「こんなに大変だったら別にやらなくてもいい、お肉にしましょう」となったら逆効果だと思うのです。なので、まずはおいしさを伝えることに絞って、できるだけできあがったのに近い魚を使って簡単に料理してパーッとたべさせて「おいしいんだ」と覚えれば買って食べる、作って食べると思うんです。チーズや牛乳は乳搾りさせなくとも普及しています。

フランスなどヨーロッパでは鶏やウサギを飼って家庭でもさばいて食べる、肉をさばいているからヨーロッパでは大型の魚でもそのまま歩留まりよく買えるんですけど、日本人はちがう、小さくして渡さないと食べないのです。

それから教育に関してです。今の水産物の自給率が大体 6 割程度ですが、昔、昭和 39 年は 113%くらいあったのに下がってしまった。私はこのことを小学生の子供が勉強してきて知ったのですが、学校ではなく中学受験の対応塾で教えてもらったんです。学校ではゆとり教育でこんなこと聞いてなかったというんです。一部の子どものしか知らない状況に今あるのでまずこういうことをどこかで伝えていかなければいけない。文科省との連携もそうですし、教科書会社などにも、社会や家庭科の教科書だけでなくそういう題材を扱ったテーマのものを載せていただくようお願いするべきでないかと思うんです、実態が全然知られていないので。

例えば NPO のウーマンズフォーラム魚というところがだした「クジラから世界が見える」という本は英語にも訳されて売られていますが、この本に漁業の実態が書かれていて、ある教科書会社の国語の教科書に 4 月から採択され、その教科書を採択している学校では知識が広まった。そうやって NPO とかが頑張っているわけです。

それから子どもの教育イコール、まずお母さんの教育です。PTA 向けに親子魚教室とかありますが人間の意識はちょっとやそっとじゃ変わらないです。いつ変わるかという、危機に瀕したときとか、大きな人生の節目です。女性の場合だと妊娠出産のころで、このときを契機に食べ物を変えようとか意識が目覚めていくんですね。なので妊婦さんの教育や離乳食指導の時期ってとてもチャンスだと思うんです。私は看護教育に携わっていますが、看護師教育の場所には全然魚の大事さとかがでてこない。助産師さんの教育にも魚にどれだけ栄養価があるとかはほとんど出てこない。お母さんたちへの離乳食指導で「魚は白身魚、赤身魚、青皮魚の順に離乳食を進めてください」というと、妊婦さんも助産師さんにさえも「白身魚、赤身魚、青皮魚の区別がよくわからない」という人がでてきています。

魚を食べるメリットについての教育は、小学校だけでなく、次の世代や妊産婦さんの教育にかかわる人が学ぶ、看護学校や助産師学校、学校の保健室に勤務する養護教諭の養成施設のような学校にも必要です。魚食普及についての資料を配付して、たとえば n-3 系脂肪酸やカルシウムは、肉にはおよびがつかないほど魚にたくさん入っているというようなことをしっかりと伝える。私は最近、高校の看護科の教科書の栄養の部分を執筆しました

が、以前のバージョンはそういう食品学の部分が足りていませんでした。

最後に加工品の流通についてです。スーパーの対面の試食販売ではウィンナーソーセージやハムなどはよく見ますが、魚肉ソーセージなど水産加工品はほとんど見たことがない。カルシウムが高いし脂質が低くて日本人の健康に適しているのに、水産加工品の販売があがるようにスーパーとタイアップしていただければ、と思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 意見ということで言うとおきたいと思います。ページ数で言うと3ページと14ページです。

3ページに記載をしてあるのは、これまで余り目にする事なかったんですが、鮮度が最優先だ、こういうふうな記載になっています。

14ページでは、私はこれをすごく推奨したいなと思っているんですが、実は魚市場の床面に直接魚を置くというこの行為、これはかつてはそれでよろしかったんだと思いますが、今は衛生管理の面から言うときできるだけ床面には直接触れさずということのないように、ここでいうベルトコンベア、これは多分ステンレス製のコンベアなんだと思いますけれども、荷さばき、競り、すべての面においてやはり床面から上の方に、安全衛生の観点から言いますと、そういうふうな設置の市場というものが一つ大きくモデルケースとして、どこかの魚市場でHACCP対応、衛生管理の徹底したものをつくっていただいて、国民の皆さんに衛生的なものを供給していくということが必要ではないのかなと思っておりますので、その辺もひとつ御検討していただければというように思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、濱田委員、渡邊委員、お願いします。そして、安成委員。

○濱田特別委員 流通加工につきましてはたくさん課題がありますが、今日の話の中には1つ重要な論点を出していただいたと思います。それは11ページに書かれている「水産物のフードシステム全体としての品質・衛生管理体制の確保のため、水産物流通の実態に応じた情報システムの検討」です。これについては是非とも、進めていただきたく思います。

ただ情報を出すということではなくて、これはあくまで、水産物流通に関わってきた方々の交流をどう取り戻すかということだと思います。それは、もう皆さん御存じだと思いますけれども、過去20年、25年で鮮魚専門店が半分以下になり、そして、一方では91

年の規制緩和(大店法改正)以後、チェーンストアの売り場面積は倍以上になって、激しい競争を続けてきた結果、魚売り場が大きく変貌してしまいました。それはチェーンストアの企業行動からしても、当然です。売り場面積当たりの売上そして利益を上げるためには、人を省く、そして魚という商品の付加価値をできるだけ高め、丸もの(ラウンド)のような説明が必要なものは置かないようにする、あるいは切り身、刺身、寿司といった具合により高付加価値型の水産物に商品を置き換えていく、でした。そのため、魚売り場に「魚」がない、というような状況がつけられてきたわけです。そのことは、同時に対面販売がなくなり、生産者と消費者の間に、人が介在しないという状況をつくりました。

かつては流通6段階、5段階の中に、それぞれの段階に、目利きがいて、それぞれが情報を流して、最終的に消費者に説明してきましたが、それがなくなったということになります。そのような、かつての情報交換あるいは相互のコミュニケーションがなくなってきた中で、今は、ただただ産地に様々な要望が出され、産地の事情は聞かないというようなコミュニケーション形態になっている。

こうした事情がある中で、今日提案していただいた情報提供の充実というのは、かつてあった流通を取り戻すようなものだと思います。かつてあった流通そのものは、取り戻せはしないけど、消費者が何を求め、そして生産者は何ができるのか、そういった消費と生産の間を結ぶ、流通関係者がいかに情報を交換するかです。それは同時に「交流」を取り戻すということだと思います。こういったフードシステムをどう見直すか、それを改めて今回の提案の中で検討していこうということならば、非常にこれはよい提案かと思っています。

次に、東日本太平洋の海区表示についてです。これは細かく分かれていて生産者も大変だと思います。これはある種のリスクコミュニケーションのようになると思います。このことについても一方的な消費者意向ということではなくて、生産者にとってどういうメリットがあるのかということも、生産者サイドによく理解してもらう必要があると思います。これも、お役所から指示を出すということではなくて、交流によって、生産者側の理解も深めるような何かの行動が必要かと思っております。

生産者にとってどのようなインセンティブが働くのか、インセンティブがわかれば、生産者もごまかさずに自ら進んでやると思います。ここは、ただただ提示せよではなくて、消費者、流通業界、3者の間でまめにコミュニケーションを取るような場、プラットフォームを設けるような形で進めていただきたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いします。

○渡邊特別委員 17 ページの「多様な流通ルートの構築」のところでございますけれども、この図の説明のときに、赤いラインについての取組みを追加していくというお話だったというふうに思います。将来的にこのメインのルートは残して、更にそれを補完するような意味でこの赤いルートをつくっていくという意味合いで聞いたんですけれども、その赤いルートにつきまして、現状でも恐らくそういうモデルケースになるようなものがいろいろと出てきているんだろうと思いますが、そういった状況を追認するような形での提案ということで理解してよろしいでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○山下部会長 これは質問ということをお願いします。

○山口加工流通課長 どのようなルートが主流になるかということにつきましては、これからの展開次第ということがあるんだと思うんですけれども、今、濱田先生からもありましたとおり、従来の既存のルートというのは、やはり産地市場、買受人という目利きがあって、そういう機能が残っているので、そういう意味においてなくなるというわけではなくて、引き続き主流となるのかなと思っております。

ただ、そのような機能というのを、コミュニケーションが図られますと、漁協から直接小売に、先ほど申し上げましたけれども、イトーヨーカ堂とかイオンとか大手量販店ではそのようなルートを築き上げているということもございますので、その意味で赤のルートが補完的と言いますか、そのような説明を申し上げました。ただ、そういうような漁業者にとっていろいろなルートがある、消費者にとってもいろいろなルートがあるということが非常に重要なのかなということで取り上げさせていただきました。

○山下部会長 よろしいですか。

ありがとうございます。

では、安成委員、お願いします。

○安成特別委員 済みません、時間も余りないので手短かに。

1つは、これは質問なんですけど、4ページの右の水産物の価格構造のところ、魚の方の金額は100kg当たり92,439円と出ているんですが、青果の方にもこの数字がわかれば、多分青果はすごく安いと思うんですが、魚が高いから売れないとかそういうような、結構鮮度を大事にするがために経費がかかるのではないかというようなこともちょっと考えられるので、ここの具体的な数字はわからないのでしょうかということが1点。

それと、これは全体的なことなんですが、皆様、御意見のとおり加工流通業全体というのは非常に複雑だし問題をいっぱい抱えている中で、文科省であり、あるいは産地流通は水産庁だけれども、消費者流通の方は農水省であるとか、監督官庁もなかなかコミュニケーションがスムーズにいかないようなところがあるという。そのコミュニケーションの取り方というのは、濱田先生のおっしゃったように一番重要なところでないかなというふうに思います。これはとても難しい問題で、どういうふうに解決したらいいのやら、ちょっとわかりかねるんですが、その各問題点を情報開示というようなことで、そこにコーディネーターみたいな人がいて、それこそマーケティングではないけれども、そういうようなことができる、横串を差すような何か機構があればかなりスムーズに行くのではないかなと思います。

その2点だけをちょっと指摘させていただきます。

○山下部会長 ありがとうございます。

1点目、青果の価格については、今、おわかりでしたらお願いします。

○山口加工流通課長 申し訳ございません。ちょっと、今、手元に持ち合わせておりませんので、水産物と同じ調査なものですから、わかると思いますので、後ほど調べましてお答えしたいと思います。

○柄澤漁政部長 たくさんの本当に貴重な御意見いただきまして、それぞれの御意見しっかり私ども受け止めてまいりたいと思いますが、政策の基本的なところに関わる質問、御意見について、2点だけコメントさせていただければと思います。

1点は、長屋委員からございました農産物と比較した場合の価格の安定あるいは経営安定に関する政策の関わり方の話でございます。これについては、実は農産物につきましても、この10年、20年、30年の間で、行政が昔の食糧庁、食管制度のように直接農産物の価格を決めていくということから、もう長い時間をかけて脱却して、価格は基本的に市場で決めるんだ、経営安定については政策で支えていくんだ、そういう方向にずっとシフトしてきているわけでございます。水産物も、勿論昔からそうですが、そういう流れの中で施策を打っているということでございます。ぎりぎり短期の振れですとか、例えば資源管理に伴う問題については、この前から所得補償で対応しているわけでございますが、一方で、絶対的な価格水準というところについては、そこに直接何か流通にしても価格にしても行政が介入していくという政策は取れないわけでございます。

したがって、そのところは、先ほどサケの輸出でマーケットを安定させるという

すばらしい例がございましたが、そういったことをお手伝いすることですとか、6次産業をまさに進めながら市場でいかに価格を安定させていくか、高くつけていくかということをお手伝いしていくというのが政策の基本だと思っております。

2点目は、須能委員、安成委員も関連したお話がございましたが、行政というのは、例えば水産加工業であれば、当然川上の水産業を無視した行政は打てませんので、そういう意味では私どもが所管している。一方、中小企業という施策は横断的にしか打てませんので、横断的に打つ。そこで絶対クロスしているところが出てくるわけです。防衛にしても外交とクロスする。食品安全にしても人間の健康と食料行政はクロスする。クロスするところがあるからいけないということにはならないわけです。

クロスするところを、我々は昔から縦割り行政にならないように、できる限りコミュニケーションを取りながら、あるいは省庁再編も行いながら、皆様に御迷惑をかけないような円滑な行政をやっていくということでございますので、そこを何かどちらかに割り切るとかいうことでは問題解決しませんので、そういう中で今回の復興につきましても、加工業について、両方の役所が両方の施策を打っていくということが一番望ましい話だと私は思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、一とおり御意見いただいたということで、本議題の審議はここまでとしたいと思います。

次に2番目と3番目ですが、「水産業を支える調査・研究、技術開発の充実」及び「漁船漁業の安全対策の強化」について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○武井研究指導課長 研究指導課長の武井でございます。まず私の方から調査・研究、技術開発について御説明させていただきます。資料2でございます。

まず、3ページをお開きいただきたいと思います。ここに書いてございますとおり、水産業にとって重要な資源の管理あるいは持続的な養殖、それから漁業の収益性の向上、更に水産物の安全性の確保等々の課題には、当然、調査・研究、技術開発が重要でございます。それで、現状も頑張って調査・研究、技術開発をやっておるわけでございます。

まず、現在行っている主立ったものにつきまして、調査・研究の概要を御説明させていただきますというふうに考えてございます。

まず、3ページの左側にございますのが、水産資源の研究でございます。資源の持続的な利用のためには資源の的確な管理が必要ということでございます。そのためには、資源

の状況に関する調査というものが不可欠でございます。具体的には左側にちょっとポンチ絵が書いてございますが、まず、資源がどのぐらいの量あるのかということ推定すること、漁獲統計、あるいは実際の市場の調査、更には調査船を使った調査等によって推定して、その資源の量、それから資源の動向等々に基づきまして、どのぐらいの量まで捕っていいか、ここに ABC と書いてございますが、それを算出することでございます。

それで、この中にマイワシの資源量の例がこのグラフで書いてございます。青で書いてあるのが資源量の推移でございます。これを見ていただくとわかりますけれども、これは資源調査の結果、推定した資源量の結果をグラフにしているわけでございますが、このマイワシの場合、1990年を中心に資源量が非常に大きく減少しておることでございます。それで、これが水産資源の非常に難しいところでございまして、人間が魚を捕りすぎたからこのように減ったというわけではございませんで、水産の資源、漁業の影響も勿論受けますが、海洋環境、海の中で育つ資源でございますので、海洋環境の影響も大きく受けて変動するということでございます。

それで、右側の絵の中でマイワシの例をちょっと書いてあるわけですが、右側のグラフ、「マイワシの資源変動と海洋環境との関係」というグラフをちょっと見ていただきたいんですが、ここで青で書いてございますのが、マイワシの再生産成功率というデータでございます。これは、マイワシの親からどのぐらいの量の子どもが次世代に漁獲対象として参加してくるのかというものを資源評価の結果に基づいて書いているのがこの青のグラフでございます。

これを見ていただくとわかるとおり、1990年前後に非常にこの量が減ってございます。すなわち、同じだけの親の量から生まれてくる子どもの量が大きく減っているということでございます。この結果として、先ほどの左側のグラフでございますが、90年周辺でマイワシの資源が大きく減少した、こういうことでございます。

それで、この資源の減少の原因についてでございます。これは複雑な要因が多々あるわけでございますが、近年の研究で1つわかってきたのが、右側にちょっと書いてございますが、マイワシが産卵、生まれた後稚魚になるまでを育つ海域である黒潮続流水域といわれる水域の水温と生き残り率が大きく関係するということがわかってございます。このグラフの赤で書いてございますのが、その黒潮続流水域の水温でございます。このグラフの赤の方は下にいくにつれて水温が高くなるという、ちょっとわかりづらいグラフでございます。

ます。

ここで申し上げたいのは、先ほど申しました 1990 年ころ同じ親の量から再生産する子どもが減ってくるということが、この黒潮続流水域の水温の変化と大きく関係しているということでございます。特に水産資源を的確に管理するためには、漁業の影響とともに、こういう海洋環境と資源との関係、これをきちっと押さえていくということが極めて重要でございます、こういう調査・研究をやっておるということでございます。

時間の関係で、それ以外のところは説明をはしょらせていただきます。

4 ページ目、これが特に沿岸の資源の問題、それから養殖関係の調査・研究でございます。

まず、養殖系あるいは種苗放流ということで、特に生存率が高く遺伝的にも多様性を持っているような人工種苗の生産、これは資源の増殖のためにも非常に重要でございます、こういう種苗生産の技術開発を進めておるということでございます。

左下がその中の 1 つの大きな例として、ウナギの完全養殖を目指した技術開発の例がございます。ウナギにつきましては、皆さん御存じのとおり天然の種苗に養殖が依存していることによって、生産の不安定さ、それから天然資源そのものへの影響も非常に危惧されておるわけでございます。それで、ウナギの完全養殖つまり人工的につくった親から更に次の世代の子どもをつくるという 1 つの輪っかをつくることに平成 22 年に成功いたしました。まだまだこれは実験室レベルでございますので、これの実用化に向けていろいろスケールアップ、あるいはコストの削減等々の技術開発を現在頑張っておるということでございます。

右上が環境保全の問題でございます。特に沿岸の環境保全のために、ここで書いてございますのは、磯焼け防止のためのウニ対策等々の技術開発をやっておるということ。それから右下が赤潮関係でございます。赤潮に関しましては平成 21 年、一昨年、有明海で非常に大規模な赤潮が発生いたしまして、養殖業等に大きな被害を与えたわけでございます。

これを抑制あるいは監視する技術開発として特に近年注目されておるのが、有害プランクトンの増加あるいは発生した後の抑制に、海の中の微生物相がいろいろ関係しているのではないのかということがわかってきてございまして、この研究では、メタゲノムと呼ばれている、いわゆる海の中の微生物の遺伝子をトータルで解析して、そういうことによって赤潮が発生しやすい微生物相、あるいは赤潮を抑制しやすい微生物相、そういうようなものを遺伝子のレベルで解明していこうということでございます。

こういうことをやることによって、よりの確に早く赤潮の発生を予測して対策を講じていくということが可能になると考えてございます。

5 ページ目でございます。これが特に先ほどの話もあったわけですが、水産物の安全性の確保ということ、それから安心の確保ということでございます。

水産物というのは天然の海の中で生産されますので、例えば左上にございますが、海の中で有毒なプランクトンが発生いたしますと、海の中で養殖している貝が毒を持つ、あるいは魚が毒を持つというようなことがございます。従来、こういう貝の中の毒、貝毒と呼ばれておりますが、これを検出するためにマウス、ネズミを使ってネズミに実際貝を食べさせて検出するというのをやっておりましたが、非常に時間もかかる、お金もかかるということでございまして、これを化学的に分析するという手法の開発、あるいは右側は水産物の表示の信頼性を確保するために、DNA 等のパターンを用いて産地を判別する技術の開発等々を行ってございます。

下にご書いてございますのは漁船の省エネルギー技術の開発、あるいは漁船の安全性確保の技術開発でございます。

こういう技術開発、これまでも関係機関連携しながらやってきたわけですが、今後とも水研センターあるいは県の水産試験場を中心に、連携しながら戦略的、効果的に技術開発、調査・研究をやっていききたいということが1点目でございます。

続きまして、海洋のモニタリングということで7 ページをごらんいただきたいと思えます。

こういう調査・研究を進めていくためには、非常に長期的に継続的に海の環境なりをモニタリングしていくということが必要でございます。併せて非常に基礎的な分野の調査・研究もきちっとやっていかなければならないということでございます。

7 ページにご書いてございますのは水産物の放射性物質の例でございます。実は水産総合研究センターで過去 50 年以上にわたりまして、我が国周辺の水産生物中の放射性物質の濃度の分析をずっと行ってきております。例えば過去の核実験の影響がどのようにあらわれてどのように緩和していったのか、あるいはチェルノブイリの事故の影響がどのようにあらわれてどのように変化していったのか、というようなことを長年のデータの蓄積で持ってきているわけでございます。

そのような中で原発事故が発生して、都道府県あるいは水研センター、それから水産庁が連携しながら放射性物質の調査を現在も継続的に実施してございます。今後は、これま

での蓄積した放射性物質の変化のデータ等々を基に、今後どのように放射性物質が変化するか等々、より水産物の安全性確保のために必要な調査・研究をやっていきたいと考えてございます。

8 ページは、ジーンバンクということで、水産物の中で特に必要性の高いものについては、遺伝資源を保存して管理して必要な場合に使っていただくということをやっております。

8 ページの下の方に書いてございますが、今後とも長期的なモニタリングを含めて、着実に技術開発の基礎となる調査・研究をやっていきたいということでございます。

○木島海洋技術室長 海洋技術室の木島でございます。

私からは、最後になりますが、安全対策の強化、資料3について簡単に御説明をいたします。

最近、大栄丸を始めといたしまして、漁船の事故が多発をしておるわけでございます。特に 20 トン以上のまき網漁船ですとか底びき網漁船につきましては、非常に重大事故が発生するという状況が見られております。

こういう中で、まず漁船の事故につきましては、一般的には、漁業者自身が台風の中に操業するとか、荒天時に操業することによって事故を起こしてしまったというケースが多いのですが、特にまき網漁船ですとか底びき網漁船の場合には、若干最近瘦型な、すなわち甲板部分を広くとったことによって、転覆の復原性能が下がってきているという状況が見られております。

また、漁業者の方でございますけれども、ライフジャケットにつきましては、1人乗りの漁船については義務化が行われていて、しっかりと守られているようではございますが、一般的に見るとまだまだ低いという状況がございます。

今後の対応でございますけれども、まき網漁船とか底びき網漁船につきましては、この右側の絵の下の方でございますが、両舷に浮き輪のように浮力体をつけることによって、漁船の復原性を高めていってひっくり返りにくくするということが1つございます。こういう取組みをまず推進していくということがございます。また、当然ながら的確な出航の判断ですとか、適切な操業、操船ということについても普及啓発をしっかりと進めていくということが大切でございます。

また、漁業者の方でございますが、ライフジャケットにつきましては今まで以上にしっかりとつけるという方向の取組み、すなわち指導普及なりをしっかりとやっていこうという

ところを進めてまいる必要がございます。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のありました「水産業を支える調査・研究、技術開発の充実」と「漁船漁業の安全対策の強化」について、皆様から御意見や御質問などをいただきたいと思います。

野崎委員、お願いします。

○野崎特別委員 「漁船漁業の安全対策の強化」についてですけれども、これは質問になるのか意見になるのかちょっとわからないんですけれども、平成20年10月以降の国土交通省の制度改革で海難審判庁制度がなくなって、海難審判所、海上保安部、運輸安全委員会に分かれて船舶事故の解析がなされるようになりました。それで、免許ホルダーが全員死亡した場合、海難審判が開催されません。従来ですと海難事故に関しては対話型で裁判方式で白日の下に原因等を話せる状況があったのですけれども、それがなくなりまして、海上保安部の捜査と運輸安全委員会の決定があります。

この運輸安全委員会の船舶委員の選定について、どの程度水産庁の漁船の専門家が加入しているのか、私、経験者として、運輸安全委員の漁船への理解程度が非常に低くて疑問に思っております。運輸安全委員会の結果を水産庁が受けて、様々なこの安全対策の強化を発言しているように思っております。その辺、運輸安全委員の選定について農水省がどの程度介在できるのか。それから、従来、漁船の専門家であるべき人選をある程度水産庁の方から言及してもいいのではないかと思っております。その辺よろしく。運輸安全委員会の結果を踏まえてこのような強化対策を出しておりますので、その辺、質問と今後への意見ということでお願いいたします。

○山下部会長 それでは、お答えの方をお願いいたします。

○木島海洋技術室長 野崎委員の御質問でございますが、実は運輸安全委員会の委員の選定について、ちょっとまだ私勉強不足で手元にはございませんので、後日お答えをしたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

原委員、お願いします。

○原委員 「漁船漁業の安全対策の強化」についてです。前回の部会のときに、危機的な状況ということで船齢が高齢化しているとか、漁業者が高齢化しているという、そういう

話があったかと思えます。要するに船齢が高齢化してそろそろ近い将来、代船建造をしなければいけない、そういうふうに理解した場合に、この今日のポンチ絵の漁船の復原性を向上させる取組み例としては、これは、現在使われている漁船という多分意味ではないかなというふうに理解した場合に、漁船の大型化を考慮して今後検討したらよりよいものができるのではないかなという提案です。

大型化しますと安全性が高まって、居住性が改善されて、高齢化社会の中で若者の参入が増えるというメリットがあると思えます。あとデメリットとしては沿岸との調整だとかそういう問題があるのは承知しております。その調整のために船を制限して安全性を低めるのではなくて、大型化して居住性をよくする、そういう視点もあってもいいのではないかなという気がします。

それとライフジャケットなんですけれども、これは仕事をしているときにはこういう形でいいかと思えますけれども、乗組員が寝ているとき、移動中に転覆した例が先ほどの例の大栄丸の事故だったと思えます。そういう場合どうするか、その辺のところも検討すべきではないかなという気がします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 同じく、安全対策の強化ということでお願いをしておきたいと思えます。漁船の海難事故が多発しますと、当然後継者の問題にも関わってまいります。いわゆる漁業というのは非常に危険な職業、産業だというような認識をされております。その辺を非常に憂慮しております。

ここに記載のとおり、無理な操業をせず、また気象、海象の悪いときは出航しないというものを徹底していただきたいということと、それに併せて漁労作業中のライフジャケットの問題なんです、ここに記載のとおり 20 年 4 月から 1 人乗りの小型船については義務化をされたということでございますが、やはり大型船も何らかの形で義務化をしていただければというように思っております。

私も実際船乗りでしたので、北洋の時化の中で、当時の、現在から見ればもっと劣悪なライフジャケットだったですけれども、やはり皆さんきちんと着用もしていましたし、それからヘルメットも当然のごとく被っておりました。車のシートベルトと同じです。一度身につけると、今度は身につけないとやはり不自然だと、こういうふうな形になるんだと

思います。この辺は産業の衰退の一途を辿る原因となっておりますので、安全対策というのを徹底し強力に対応していただければというように思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、渡邊委員。

○渡邊特別委員 4ページですけれども、藻場・干潟の保全また赤潮等の沿岸域の研究開発についてちょっとお尋ねしたいんです。

藻場・干潟は磯焼けなんかが起こりますと、かなりの金額的な被害というか影響というのはあつたりします。それから赤潮も何十億という被害が一気に起こるということでございますけれども、その対策としていろんな研究開発が行われている中で、対策としてどういうことをやるかということについてのコスト的な検討というのはどの程度考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいんです。例えば赤潮でしたらずっとモニタリングをしていかなければいけない。それは、発生しようが発生しまいが、年間のある時期にはきちっとモニタリングをして、その予測をしてそれを対策に活かしていくということをお考えになるんだろうと思うんですけれども、そういったところに投入するモニタリング用の機材、またそのモニタリング体制を布くという部分のコストとの兼ね合いというのは、やはりある程度考えて研究開発はされているものというふうに思うんですけれども、その辺のお考えがあれば。

○山下部会長 お願いします。

○武井研究指導課長 そういうコスト、実は、まず基本的に例えば各県の地先の海のモニタリングということでございますと、各都道府県で実施というのが基本になります。ただ、実際に各都道府県が非常に今、財政状況が厳しいということ、それから海はお互いに関係しております。例えば熊本県で起きた赤潮が八代海、鹿児島県に行くとか、そういうところございまして、そういう中で、国としても支援できるところをやっつけていこうということを考えています。今後安定的にこれぐらいの支援を水準に支援するということが、なかなか明確には言えないというのが現状でございます。そういう中でとにかく何とか頑張っていくということしか今の段階ではちょっと答えられません。済みません。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 1点だけお願いでございます。4ページで今の赤潮のことが書かれております。富栄養化の影響でございますが、片方で瀬戸内海においてはいろいろ規制が進んだことによって貧栄養が進んで、これによって海苔の色落ちの影響であるとかプランクトンの組成が変わって、やはり全体の生態系にも影響を及ぼしているような状態になっております。環境省の方でも審議会の方でも議論が始まりましたので、是非水産庁の方の対応もお願いしたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の水産基本計画に関する審議はここまでといたします。

本日も活発な御議論をありがとうございました。

事務局では、本日の御意見などを踏まえまして、次期水産計画の作成に向けた作業を進めていただきたいと思います。

以上で本日予定しておりました議事につきましては終了いたしました。この機会に委員の方々から御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、次回開催日程などについて事務局の方からお願いします。

○橋本企画課長 本日も多数の有益な御意見ありがとうございました。

次回の企画部会では「地域資源の多面的な活用と調和した漁村地域の整備」と、それから白書の特集部分の案について御審議いただきたいと思いますと考えております。

日程につきましては、先日調整させていただきまして、11月18日午前とさせていただきます。正式な御連絡は後ほど郵送にて送付させていただきます。

以上でございます。

○山下部会長 また、ほぼ2週間後ということになりますが、よろしく申し上げます。

ほかには何かございませでしたら、以上をもちまして本日は閉会といたします。

どうもありがとうございました。